

第11回大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会

【報告】

1 大船渡駅周辺地区の基盤整備等について

(1) 土地区画整理事業と地区計画

① 道路等の基盤整備 . . . (市)

・別紙参考資料1のとおり。

② (仮称)大船渡公園の整備 . . . (市) /別紙参考資料2

・基本設計(案)に係るパブリックコメント(8月1日から31日まで)(※)を実施中。

③ 地区計画の変更及び建築条例の制定(予定) . . . (市) /別紙参考資料3

・大船渡都市計画マスタープランで定める「良好な居住環境の形成・維持」、「商業業務施設の再集積・気仙広域圏における産業・経済の中心地形成」、「本市の中心拠点にふさわしい景観づくり」を実現するため、地区計画の変更及び建築条例の制定を年内に予定。

・その原案に関しては、平成29年7月28日に原案に関する住民説明会を開催、縦覧(7月31日から8月14日まで)。

<p>景観づくり</p>	<p>・地区計画において、<u>一定の要件に該当する建築物等の建築行為の際にデザインに関する市との事前協議制度を設け、建築物等の具体的なデザインについては、別途作成するガイドラインに基づき個々の建築主と協議して決定する。</u></p> <p>※協議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根や外壁、看板の色や高さ、植栽など
<p>建築物の用途制限</p>	<p>・地区計画及び建築条例において、マスタープランに定める<u>土地利用計画になじまない「最低限の用途」を規定し、当該用途の建築物の建築を不可とする。</u></p> <p>※山側の居住区域に畜舎等の建築を不可にするなど</p>

【地区計画の区域】



(2) 津波復興拠点の商業施設と公共施設

街区	予定借地人等	現在の状況	備考
①街区	さいとう製菓(株)	施工中	・平成29年11月オープン予定
②街区	(株)キャッセン大船渡	オープン済み	
③街区	(株)サクラダ	オープン済み	
④街区	おおふなと夢商店街協同組合	オープン済み	
⑤街区	(株)キャッセン大船渡	オープン済み	
⑥街区	大船渡再開発(株)	オープン済み	
⑦街区	(株)キャッセン大船渡	計画中	
⑧街区	(株)キャッセン大船渡	施工準備中	・ものづくり施設（(株)バンザイ・ファクトリー）、ワイナリー（(株)スリーピークス）を誘致、年度内に竣工予定
特定業務施設	鎌田水産(株)	稼働準備中	・平成29年9月稼働予定（水産加工場、物販・飲食店舗）
津波防災拠点施設等	市	施工中	・平成29年10月指定管理者公募予定 ・平成30年3月竣工予定 ※参考資料4

(3) 前回協議会の決定事項（確認）

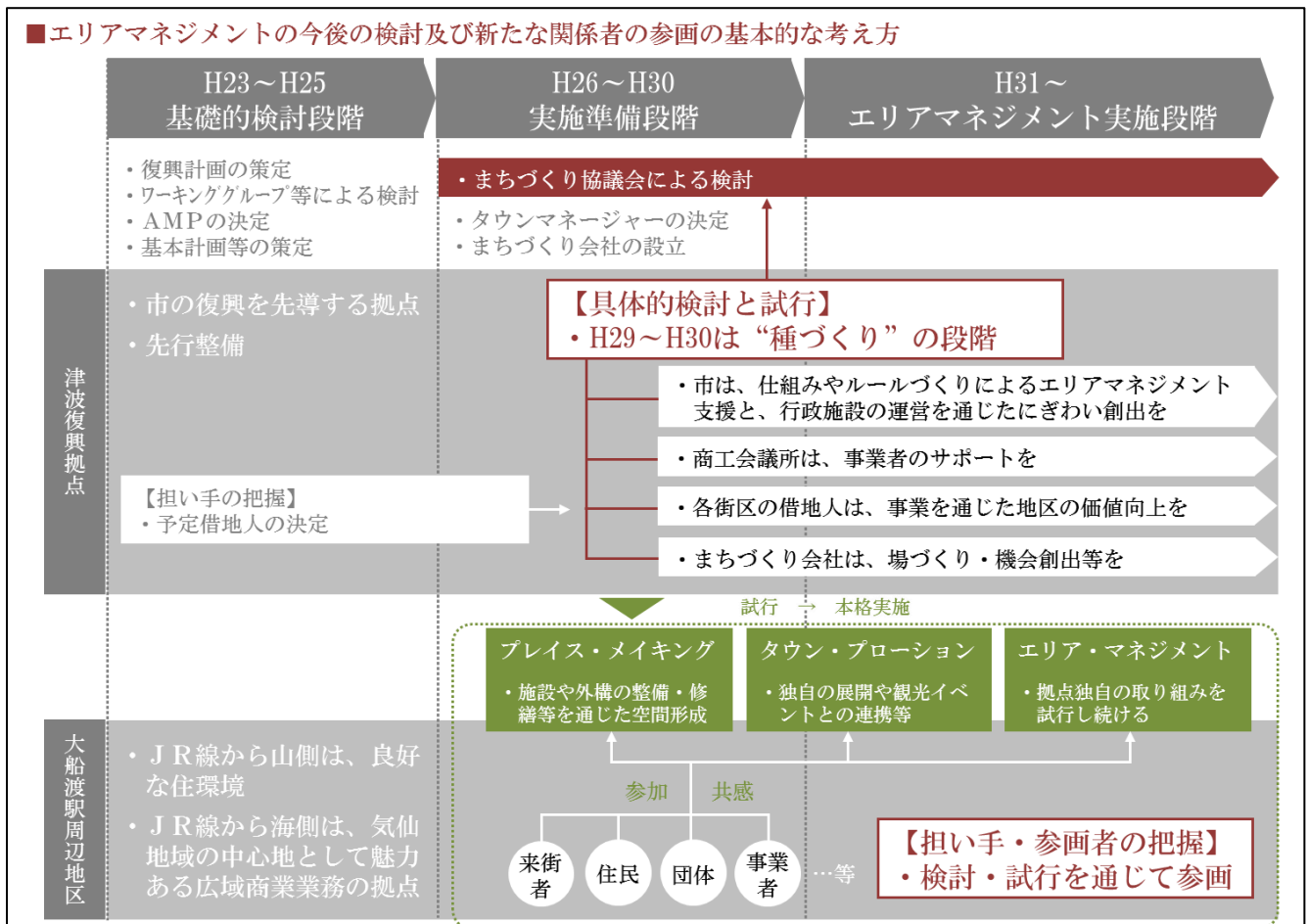
検討のあり方	・今後の津波復興拠点の検討については、各施設の調整・整備段階から、平成31年度から本格実施するエリアマネジメントに係る具体的取組みの準備段階に移行。
構成員	・浮穴委員（大和リース(株)）について、市とのエリアマネジメント・パートナー協定の終了に伴い、委員（副会長）を解き、新たにアドバイザーとして助言いただく。 ・(株)キャッセン大船渡に協議会委員として参画いただく。
規約の改正	・構成員の変更に伴う改正案について、次回協議会において事務局が提案。

【協議】

1 大船渡駅周辺地区のエリアマネジメントの推進に向けた今後の取り組みについて

(1) 基本的な考え方

- ・ 前回協議会の決定を受けて、以下のとおり、平成30年度までを、津波復興拠点のエリアマネジメントに関する具体的検討及び試行の段階と位置づけ、平成31年度からのエリアマネジメントの本格実施へと進めます。
- ・ また、上記を通じて、大船渡駅周辺地区全体のまちづくりに関わる担い手（住民等）の候補者を把握し、順次、参画を促していきます。



(2) 取組方針と推進体制（案）

- ・ オープン後に実施してきた各街区及びエリア全体でのイベント等の取組みを継続して進めながら、今後の大船渡駅周辺地区におけるエリアマネジメントの具体的な取組みを検討していきます。
- ・ そのための体制として、協議会内に次世代メンバーを中心に構成する作業部会を設置し、多様な担い手の参画を促しつつ、具体的な取組内容の検討・試行・実行を繰り返し実践していきます。

※詳細は資料2のとおり

2 協議会規約の改正（案）

・前回協議会の決定を受けて、以下のとおり規約を改正します（資料3）。

現 行	改 正
<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 大船渡市</p> <p>(2) エリアマネジメント・パートナー</p> <p>(3) 大船渡商工会議所</p> <p>(4) 大船渡地区津波復興拠点整備事業区域における借地人及び予定借地人</p> <p>(5) 旧予定借地人</p> <p>(6) その他第2条の目的を達成するために協議会が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務所)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) 副会長 2名</p> <p>(3) 監 事 1名</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 協議会は、次の者をもって構成する。</p> <p>(1) 大船渡市</p> <p>(2) <u>大船渡商工会議所</u></p> <p>(3) <u>株式会社キャッセン大船渡</u></p> <p>(4) 大船渡地区津波復興拠点整備事業区域における借地人及び予定借地人</p> <p>(5) 旧予定借地人</p> <p>(6) その他第2条の目的を達成するために協議会が必要と認める者</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務所)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会 長 1名</p> <p>(2) <u>副会長 2名以下</u></p> <p>(3) 監 事 1名</p> <p>2～4 (略)</p>